

八王子市立横山第一小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立横山第一小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・ **いじめの防止**（「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもつ）
 - ・ **いじめの早期発見**（児童・生徒のささいな変化に気付く力を高める）
 - ・ **いじめへの対処**（児童の安全確保、事実確認・適切な指導、組織的対応）
 - ・ **地域や家庭、関係機関との連携**（連携強化、情報共有体制の構築）
- 令和8年度の重点項目
 - ・ 学校いじめ対策委員会の充実（組織的な対応の徹底）
 - ・ 未然防止、早期発見、早期対応の徹底（丁寧な事実確認と複数対応の徹底）

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 未然防止教育の強化
 - ・ 情報モラル教育の充実
 - ・ 魅力ある体験的な学習活動の充実
 - ・ いじめ対策委員会の充実（迅速かつ丁寧な対応）
- 相談体制の拡充とSCとの連携強化
 - ・ SCによる全員面談の拡充（第4学年～第6学年対象に実施）
 - ・ 気になる児童に関するSCとの情報共有の徹底

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 15時00分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- いじめの疑い、通報、発見 **【把握】**
- 事実の有無確認 **【確認】**
- いじめの認知 **【認知】**
いじめ対策委員会（協議、認知、方針決定、解消等）
- 解消に向けた丁寧な聞き取り・指導・対応・保護者説明 **【対応】**
- 経過状況の共有、継続的な見守り、解消判断 **【解消】**
- ※未然防止（再発防止）・早期発見・早期対応⇒組織的な対応

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月「学校いじめ防止基本方針の共通理解」（4/9 実施）
- ・ 6月 ふれあい月間 教員シートの活用
- 9月「重大事態の理解と対応」（9/3 予定）
- ・ 11月 ふれあい月間 教員シートの活用
- 1月「いじめへの組織的な対応」（1/14 予定）

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- 全ての児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- 児童が話し合いを通じて、いじめについて主体的に考える活動を行う。
- どのような行為がいじめに該当するか、どのような点に気を付けたらよいかを指導する。
- ※各学期1回（年3回）のいじめ防止等に関わる授業を全学級で実践する。（6月・11月・2月）

SOSの出し方に関する授業

- OSOSの出し方に関する授業（学級活動）
- 生活指導朝会（SOSの出し方に関する指導）
「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」などについて学ぶ授業を、年間1単位時間以上実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 校長講話（6月1日 生活指導朝会）
- 教育活動の中での取組
 - ・ 生命（いのち）の安全教育
 - ・ 特別の教科道徳（生命尊重）
 - ・ ヤゴ等の飼育（特別支援学級）

児童の自己肯定感を高める取組

- 居場所づくり
 - ・ 異年齢交流活動（なかよし遊び）
 - ・ 地区班集会（登校班の活動）
 - ・ 副籍交流、共同学習など
 - ・ 小中合同あいさつ運動
 - ・ 保小連携交流
- 絆づくり
 - ・ 児童集会、大縄集会
 - ・ 短縄検定（横一ジャンプ：縦割り班による活動）
 - ・ 持久走（横一みんなでらん！ラン！RUN！）
 - ・ 図書委員会による本の読み聞かせ

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・ 保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・ 子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・ 学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・ 学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・ 道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・ 学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・ 学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・ 事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・ 児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。